

埼高広連監第10号
平成21年7月30日

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 須田 健治 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 矢部 謙二

監査委員 新井 勝行



平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに証書類等の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

平成20年度

埼玉県後期高齢者医療広域連合

一般会計・特別会計

歳入歳出決算審査意見書

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員

目 次

平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 審査の概要	2
1 決算の総括	2
(1) 決算額	2
(2) 決算額の比較	2
2 一般会計	3
(1) 歳入歳出決算状況	3
(2) 歳入	4
(3) 歳出	7
3 後期高齢者医療事業特別会計	11
(1) 歳入歳出決算状況	11
(2) 歳入	12
(3) 歳出	18
4 財産に関する調書	26
(1) 物品	26
(2) 基金	26
5 むすび	27

凡 例

- 文中の金額は原則として万円単位で表示し、各表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨ててある。ただし、各表の金額の計算は円単位で求めているため、内訳の合算額と合計額とが一致しない場合がある。
- 文中及び各表中に用いる比率(%)は、原則として原数値によって算出し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで表示した。したがって、構成比において内訳の合算と合計とが一致しない場合がある。
- 各符号の用法は次のとおりである。

「△」	負数
「0」	該当数値がないもの又は単位未満のもの
「0.0」	比率計算において、該当数値がないもの又は該当数値はあるが単位未満のもの

**平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合
一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見**

第1 審査の対象

平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

上記各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類

第2 審査の期間

平成21年6月11日から平成21年7月28日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに歳入歳出決算事項別明細書等の決算附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、予算は関係法令にそって適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係職員から説明を聴取し、その適否について慎重に審査した。

第4 審査の結果

審査に付された平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類については、それぞれ関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認められ、また、予算についても、適正に執行されているものと認められた。

審査の結果の概要は、以下のとおりである。

第5 審査の概要

1 決算の総括

(1) 決算額

当年度の決算額は、次表のとおりである。

決算総括表

(単位：千円)

区 分	一般会計	特別会計	合計
予 算 現 額	531,526	367,560,193	368,091,719
歳 入 総 額 A	532,036	368,335,538	368,867,574
歳 出 総 額 B	480,488	357,095,898	357,576,386
歳入歳出差引額 (A - B) C	51,547	11,239,639	11,291,186
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0
実 質 収 支 額 (C - D) E	51,547	11,239,639	11,291,186

(注) 「実質収支額」は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額である。

平成20年4月1日に後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、平成20年度から後期高齢者医療事業特別会計が設置された。

(2) 決算額の比較

一般会計と特別会計を合わせた決算額の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算額の比較表

(単位：千円、%)

区 分	20年度	19年度	対前年度増減	比率
予 算 現 額	368,091,719	2,526,570	365,565,149	14468.8
歳 入 総 額 A	368,867,574	2,542,733	366,324,841	14406.7
歳 出 総 額 B	357,576,386	2,382,771	355,193,615	14906.7
歳入歳出差引額 (A - B) C	11,291,186	159,961	11,131,225	6958.7
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0	-
実 質 収 支 額 (C - D) E	11,291,186	159,961	11,131,225	6958.7

当年度決算額は、前年度決算額と比べると、歳入で3,663億2,484万円(14,406.7%)、歳出で3,551億9,361万円(14,906.7%)それぞれ増加し、実質収支額では111億3,122万円(6958.7%)増加している。

制度が施行されたことによる実質的な業務の開始に伴い、19年度と比較し大きく増えている。

2 一般会計

(1) 歳入歳出決算状況

当年度の一般会計歳入歳出決算状況は、次表のとおりである。

歳入歳出決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度		予算現額と 決算額との比較 (歳入) (B) - (A) (歳出) (A) - (B)	決算額の 予算現額に 対する割合
	予算現額 (A)	決算額 (B)		
歳 入	531,526	532,036	510	100.1%
歳 出	531,526	480,488	51,037	90.4%

歳入予算現額5億3,152万円に対し、歳入決算額は5億3,203万円で、差引き51万円(0.1%)上回っている。

歳出予算現額5億3,152万円に対し、歳出決算額は4億8,048万円で、差引額は5,103万円である。

実質収支の比較表

(単位：千円)

区 分		20年度	19年度	対前年度増減
歳 入	総 額	532,036	2,542,733	△ 2,010,697
歳 出	総 額	480,488	2,382,771	△ 1,902,283
歳 入	歳 出 差 引 額	51,547	159,961	△ 108,414
翌年度へ 繰り越す べき財源	継 続 費 遷 次 繰 越 額	0	0	0
	繰 越 明 許 費 繰 越 額	0	0	0
	事 故 繰 越 し 繰 越 額	0	0	0
	計	0	0	0
実 質 収 支 額		51,547	159,961	△ 108,414

歳入決算額5億3,203万円に対し、歳出決算額は4億8,048万円で、歳入歳出差引額は5,154万円である。翌年度に繰り越すべき財源はないので、当年度の実質収支額も5,154万円であり、黒字となっている。

平成20年度から後期高齢者医療事業特別会計が設置されたことに伴い、一般会計から特別会計へ移行した事業が多いため、19年度と比較すると大幅な減となっている。

(2) 歳入

歳入の決算状況は、次表のとおりである。

歳入決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度	19年度	対前年度増減	
			金額	比率
予 算 現 額	531,526	2,526,570	△ 1,995,044	△ 79.0
調 定 額	532,036	2,542,733	△ 2,010,697	△ 79.1
決 算 額	532,036	2,542,733	△ 2,010,697	△ 79.1
予算現額に対する割合	100.1	100.6	-	△ 0.5
調定額に対する割合	100.0	100.0	-	0.0
不 納 欠 損 額	0	0	0	-
収 入 未 済 額	0	0	0	-

決算額は5億3,203万円で、決算額の予算現額に対する割合は100.1%である。
また、決算額の調定額に対する割合は100.0%である。

款別の歳入決算状況は、次表のとおりである。

款別歳入決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度				19年度		対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	決算額 構 成 比 率	予算現額と 決算額との比較 (B) - (A)	決算額 (C)	決算額 構 成 比 率	金額 (B) - (C)	比率
※ 分担金及び負担金	350,484	350,484	65.9	0	880,689	34.6	△ 530,205	△ 60.2
国庫支出金	10,614	10,544	2.0	△ 69	1,653,581	65.0	△ 1,643,037	△ 99.4
県支出金	10,364	10,363	1.9	0	0	-	10,363	皆増
※ 繰越金	159,961	159,961	30.1	0	0	-	159,961	皆増
※ 諸収入	103	682	0.1	579	8,462	0.3	△ 7,780	△ 91.9
自主財源	510,548	511,127	96.1	579	889,151	35.0	△ 378,024	△ 42.5
依存財源	20,978	20,908	3.9	△ 69	1,653,581	65.0	△ 1,632,673	△ 98.7
合 計	531,526	532,036	100.0	510	2,542,733	100.0	△ 2,010,697	△ 79.1

(注) 1 区分欄に※のついている歳入科目は「自主財源」、それ以外は「依存財源」

(注) 2 「自主財源」は、分担金及び負担金等の地方公共団体が自ら徴収または収納できる財源である。

「依存財源」は、自主財源以外の国庫支出金及び県支出金である。

款別歳入決算額においては、諸収入が57万円予算を上回って収入されたため、歳入全体において51万円の収入超過となっている。

歳入決算額を款別構成比率で見ると、主要な自主財源である分担金及び負担金が3億5,048万円で全歳入の65.9%を占め、諸収入が68万円で0.1%となっている。

依存財源である国庫支出金及び県支出金は、2,090万円である。

国庫支出金については、20年度から、保険料不均一賦課負担金、医療費適正化推進費補助金の一部を除き特別会計での歳入となったため、自主財源の構成比率が96.1%となった。

第1款 分担金及び負担金

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	収入率 (B) / (A)	決算額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
分担金及び負担金	350,484	350,484	0	100.0	880,689	△ 530,205	△ 60.2
1 負担金	350,484	350,484	0	100.0	880,689	△ 530,205	△ 60.2

予算現額3億5,048万円に対し、決算額は3億5,048万円で、収入率は100.0%となっている。

収入の内容は、市町村負担金（共通経費負担金）である。これは、広域連合規約第17条第2項の規定に基づき、広域連合の運営に係る人件費、賃借料、備品購入費等の共通経費について、広域連合を構成する県内70市町村からの負担金を受け入れたものである。

第2款 国庫支出金

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	収入率 (B) / (A)	決算額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
国庫支出金	10,614	10,544	△ 69	99.3	1,653,581	△ 1,643,037	△ 99.4
1 国庫負担金	10,364	10,363	0	100.0	0	10,363	皆増
2 国庫補助金	250	181	△ 69	72.4	1,653,581	△ 1,653,400	△ 100.0

予算現額1,061万円に対し、決算額は1,054万円で、収入率は99.3%となっている。

収入の主なものは、保険料不均一賦課負担金である。これは、不均一保険料率を適用している小鹿野町の被保険者に係る保険料について、均一保険料率により賦課したものとしたときの差額について、国と県が2分の1ずつ負担するものである。

第3款 県支出金

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	収入率 (B) / (A)	決算額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
県支出金	10,364	10,363	0	100.0	0	10,363	皆増
1 県負担金	10,364	10,363	0	100.0	0	10,363	皆増

予算現額1,036万円に対し、決算額は1,036万円で、収入率は100.0%となっている。

収入の内容は、保険料不均一賦課負担金である。これは、国庫支出金と同様に、不均一保険料率と均一保険料率との差額を県が負担したものである。

第4款 繰越金

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	収入率 (B) / (A)	決算額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
繰越金	159,961	159,961	0	100.0	0	159,961	皆増
1 前年度繰越金	159,961	159,961	0	100.0	0	159,961	皆増

予算現額1億5,996万円に対し、決算額は1億5,996万円、収入率は100.0%となっている。

当広域連合は、平成19年度に設立されたため、19年度においては、繰越金は発生してしない。

第5款 諸収入

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	収入率 (B) / (A)	決算額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
諸収入	103	682	579	662.3	8,462	△ 7,780	△ 91.9
1 預金利子	101	681	580	674.8	817	△ 136	△ 16.6
2 雑入	2	0	△ 1	35.5	7,644	△ 7,644	△ 100.0

予算現額10万円に対し、決算額は68万円、収入率は662.3%となっている。

収入超過は次の理由によるものである。

第1項 預金利子

第1目 預金利子（広域連合預金利子） 58万円の超過

予算調製時において、10万円の予算措置としていたが、支払いに支障のない範囲で行った定期預金等の資金運用に伴い預金利子が発生したことによる。

(3) 歳出

歳出の決算状況は、次表のとおりである。

歳出決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度	19年度	対前年度増減	
			金額	比率
予 算 現 額	531,526	2,526,570	△ 1,995,044	△ 79.0
決 算 額	480,488	2,382,771	△ 1,902,283	△ 79.8
予算現額に対する割合	90.4	94.3	-	△ 3.9
翌 年 度 繰 越 額	0	0	0	0.0
予算現額に対する割合	0.0	0.0	-	0.0
不 用 額	51,037	143,798	△ 92,761	△ 64.5
予算現額に対する割合	9.6	5.7	-	3.9

決算額は4億8,048万円で、予算現額に対する割合は90.4%である。翌年度繰越額はない。不用額は5,103万円で、予算現額に対する割合は9.6%である

款別の歳出決算状況は、次表のとおりである。

款別歳出決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度				19年度		対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	決算額 構成 比率	予算現額と 決算額との比較 (B) - (A)	決算額 (C)	決算額 構成 比率	金額 (B) - (C)	比率
議 会 費	1,510	986	0.2	523	1,346	0.1	△ 360	△ 26.7
総 務 費	339,237	298,815	62.2	40,421	743,191	31.2	△ 444,376	△ 59.8
民 生 費	180,688	180,687	37.6	0	1,638,233	68.8	△ 1,457,546	△ 89.0
公 債 費	91	0	0.0	91	0	0.0	0	-
予 備 費	10,000	0	0.0	10,000	0	0.0	0	-
合 計	531,526	480,488	100.0	51,037	2,382,771	100.0	△ 1,902,283	△ 0.8

款別歳出決算額においては、主に総務費が4,042万円予算を下回って執行されたため、歳出全体において5,103万円の不用額が発生している。

歳出決算額を款別構成比率でみると、総務費が2億9,881万円で62.2%、民生費が1億8,068万円で37.6%、となっており、この2つの款で歳出のほぼ全てを占めている。

第1款 議会費

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	執行率	決算額	金額	比率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)	(C)	(B) - (C)	
議会費	1,510	986	523	65.3	1,346	△ 360	△ 26.7
1 議会費	1,510	986	523	65.3	1,346	△ 360	△ 26.7

予算現額151万円に対し、決算額は98万円で、執行率は65.3%となっている。

決算額の内訳は、次のとおりである。

第1項 議会費

第1目 議会費（議員報酬、会議録作成委託料、議会会場使用料など） 151万円

このうち、主要事業の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

事業名	予算現額	支出済額	不用額	執行率
広域連合議会	615	418	196	68.0
広域連合議会会議録作成委託事業	735	512	222	69.7

広域連合議会は、定例会2回、臨時会1回を開催し、予算、条例など14議案と請願7件の審議、審査を行ったものである。

広域連合議会会議録作成委託事業は、議会の審議記録の重要性を考慮し、その録音から会議録の調製製本までの業務を委託し実施したものである。

不用額は52万円であり、その主なものは次のとおりである。

第1項 議会費

第1目 議会費（委託料、旅費など）の執行残 52万円

第2款 総務費

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	執行率 (B) / (A)	決算額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
総務費	339,237	298,815	40,421	88.1	743,191	△ 444,376	△ 59.8
1 総務管理費	338,930	298,730	40,199	88.1	743,038	△ 444,308	△ 59.8
2 選挙費	112	43	68	38.4	73	△ 30	△ 41.1
3 監査委員費	195	41	153	21.4	80	△ 39	△ 48.8

予算現額3億3,923万円に対し、決算額は2億9,881万円で、執行率は88.1%となっている。

決算額の主なものは、次のとおりである。

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（負担金、補助及び交付金、使用料及び賃借料、委託料など）
2億9,873万円

第2項 選挙費

第1目 広域連合長選挙費（役務費など） 2万円

第3項 監査委員費

第1目 監査委員費（報酬など） 3万円

このうち、主要事業の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

事業名	予算現額	支出済額	不用額	執行率
後期高齢者医療懇話会開催事業	567	327	239	57.8%
HP更新委託事業	385	385	0	100.0%
事務局職員給与等負担金	284,057	253,787	30,269	89.3%

後期高齢者医療懇話会開催事業は、後期高齢者医療制度の円滑かつ適正な運営に向けて、県内の被保険者代表、保険医・保健薬剤師代表及び有識者などで構成される埼玉県後期高齢者医療懇話会を年3回開催し、平成20年度保険料の賦課や健康診査の実施など、広域連合の運営状況について報告したものである。

広域連合ホームページ更新委託事業は、専用ホームページのトップページを高齢者にも検索しやすいレイアウトに変更するとともに、制度内容に合わせて掲載事項を更新したものである。

事務局職員給与等負担金は、広域連合を構成する市町村から派遣された職員の給与や共済組合負担金等について、派遣元の市町村へ負担金として支出したものである。

不用額は4,042万円であり、その主なものは次のとおりである。

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（負担金、補助及び交付金など） 4,019万円

予算策定時の職員構成等による給与算定に比べ、実際に派遣された職員の給与額が少なかったこと及び時間外勤務手当について、当初予定していた時間外勤務時間数を大幅に下回ったことなどによる。

第2項 選挙費

第1目 選挙管理委員会費（報酬など）の執行残 6万円

第3項 監査委員費

第1目 監査委員費（報酬など）の執行残 15万円

第3款 民生費

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	執行率 (B) / (A)	決算額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
民生費	180,688	180,687	0	100.0	1,638,233	△ 1,457,546	△ 89.0
1 社会福祉費	180,688	180,687	0	100.0	1,638,233	△ 1,457,546	△ 89.0

予算現額1億8,068万円に対し、決算額は1億8,068万円で、執行率は100.0%となっている。

決算額の内訳は次のとおりである。

第1項 社会福祉費

第1目 老人福祉費（繰出金） 1億8,068万円

第4款 公債費

(単位：千円、%)

款 項	20年度				19年度	対前年度増減	
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	執行率 (B) / (A)	決算額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
公債費	91	0	91	0.0	0	0	-
1 公債費	91	0	91	0.0	0	0	-

当年度は未執行である。

第5款 予備費

(単位：千円、%)

款 項	20年度		当初予算額と	19年度	対前年度増減	
	当初予算額 (A)	充用額 (B)	充用額との比較 (A) - (B)	充用額 (C)	金額 (B) - (C)	比率
予備費	10,000	0	10,000	10	△ 10	△ 100.0
1 予備費	10,000	0	10,000	10	△ 10	△ 100.0

当年度は未執行である

3 後期高齢者医療事業特別会計

(1) 歳入歳出決算状況

歳入の決算状況は、次表のとおりである。

歳入歳出決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度		予算現額と 決算額との比較 (歳入) (B) - (A) (歳出) (A) - (B)	決算額の 予算現額に 対する割合
	予算現額 (A)	決算額 (B)		
歳 入	367,560,193	368,335,538	775,345	100.2
歳 出	367,560,193	357,095,898	10,464,294	97.2

歳入予算現額3,675億6,019万円に対し、歳入決算額は3,683億3,553万円で、差引き7億7,534万円(0.2%)上回っている。

歳出予算現額3,675億6,019万円に対し、歳出決算額は3,570億9,589万円で、差引額は104億6,429万円(2.8%)である。

実質収支状況表

(単位：千円)

区 分	20年度	
歳 入 総 額	368,335,538	
歳 出 総 額	357,095,898	
歳 入 歳 出 差 引 額	11,239,639	
翌年度へ 繰り越す べき財源	継続費 繰越額	0
	繰越明許費 繰越額	0
	事故繰越し 繰越額	0
	計	0
実 質 収 支 額	11,239,639	

歳入決算額3,683億3,553万円に対し、歳出決算額は3,570億9,589万円で、歳入歳出差引額は112億3,963万円である。翌年度に繰り越すべき財源はないので、当年度の実質収支額も112億3,963万円であり、黒字となっている。

(2) 歳入

歳入の決算状況は、次表のとおりである。

歳入決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度
予 算 現 額	367,560,193
調 定 額	368,335,538
決 算 額	368,335,538
予算現額に対する割合	100.2
調定額に対する割合	100.0
不 納 欠 損 額	0
収 入 未 済 額	1

決算額は3,683億3,553万円で、決算額の予算現額に対する割合は100.2%である。また、決算額の調定額に対する割合は100.0%である。

款別の歳入決算状況は、次表のとおりである。

款別歳入決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	決算額 構 成 比 率	予算現額と 決算額との比較 (B) - (A)
※ 市町村支出金	72,698,764	73,132,955	19.9	434,191
国庫支出金	108,385,085	111,822,729	30.4	3,437,644
県支出金	27,965,954	27,976,249	7.6	10,295
支払基金交付金	157,209,544	153,998,718	41.8	△ 3,210,826
特別高額医療費共同事業交付金	23,080	25,759	0.0	2,679
※ 繰入金	1,239,462	1,226,566	0.3	△ 12,895
※ 諸収入	35,004	149,541	0.0	114,537
※ 財産収入	3,300	3,018	0.0	△ 281
自主財源	73,976,530	74,512,081	20.2	535,551
依存財源	293,583,663	293,823,456	79.8	239,793
合 計	367,560,193	368,335,538	100.0	775,345

(注) 1 区分欄に※のついている歳入科目は「自主財源」、それ以外は「依存財源」

(注) 2 「自主財源」は、分担金及び負担金等の地方公共団体が自ら徴収または収納できる財源である。

「依存財源」は、自主財源以外の国庫支出金、県支出金等である。

款別歳入決算額においては、国庫支出金が34億3,764万円、市町村支出金が4億3,419万円、諸収入が1億1,453万円、県支出金が1,029万円、特別高額医療費共同事業交付金が267万円、予算を上回って収入されたため、歳入全体において7億7,534万円の収入超過となっている。

歳入決算額を款別構成比率で見ると、主要な自主財源である市町村支出金が731億3,295万円で全歳入の19.9%を占め、繰入金が12億2,656万円で0.3%となっている。

依存財源である支払基金交付金は、1,539億9,871万円で全歳入の41.8%を占め、国庫支

出金は1,118億2,272万円で、30.4%となっている。

歳入決算額を自主財源及び依存財源別にみると、その構成比率は自主財源20.2%、依存財源79.8%となっている。

第1款 市町村支出金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	収入率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
市町村支出金	72,698,764	73,132,955	434,191	100.6
1 市町村負担金	72,698,764	73,132,955	434,191	100.6

予算現額726億9,876万円に対し、決算額は731億3,295万円で、収入率は100.6%で、4億3,419万円(0.6%)の収入超過となっている。

収入の主なものは、保険料等負担金と療養給付費負担金である。前者は、被保険者に係る保険料徴収額並びに低所得者及び被扶養者に係る保険料軽減分の市町村負担金であり、452億7327万円の収入があった。後者は、療養の給付等に要する費用に係る市町村の負担金であり、270億3,620万円の収入があった。

第2款 国庫支出金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	収入率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
国庫支出金	108,385,085	111,822,729	3,437,644	103.2
1 国庫負担金	82,133,286	83,595,382	1,462,096	101.8
2 国庫補助金	26,251,799	28,227,346	1,975,547	107.5

予算現額1,083億8,508万円に対し、決算額は1,118億2,272万円で収入率は103.2%で、34億3,764万円(3.2%)の収入超過となっている。

収入の主なものは、療養給付費負担金と調整交付金である。前者は、療養の給付等に要する費用に係る国負担金であり、826億9,033万円の収入があった。後者は、各広域連合間における所得の格差による後期高齢者医療制度の財政の不均衡是正のための交付金であり、238億1,236万円の収入があった。

収入超過の主なものは、次の理由によるものである。

第1項 国庫補助金

第1目 療養給付費負担金 14億3,933万円の超過

療養給付費として交付されたものであるが、20年度の実際の給付額を精算し、30億円余りを21年度予算から返還することになるものである。

第2項 国庫補助金

第1目 調整交付金 18億5,845万円の超過

平成21年3月19日付「厚生労働大臣が定める補正係数及び1人平均所得額」が交付され、それに基づく補正係数により算定された額が増額となったことによる。

第3款 県支出金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	収入率 (B) / (A)
県支出金	27,965,954	27,976,249	10,295	100.0
1 県負担金	27,965,952	27,976,249	10,297	100.0
2 財政安定化基金交付金	1	0	△ 1	0.0
3 県補助金	1	0	△ 1	0.0

予算現額279億6,595万円に対し、決算額は279億7,624万円で、収入率は100.0%となっている。

収入の内容は、療養給付費負担金と高額医療費負担金である。前者は、療養の給付等に要する費用に係る県負担金であり、270億7,120万円の収入があった。後者は、高額な医療費に係る県負担金であり、9億504万円の収入があった。

第4款 支払基金交付金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	収入率 (B) / (A)
支払基金交付金	157,209,544	153,998,718	△ 3,210,826	98.0
1 支払基金交付金	157,209,544	153,998,718	△ 3,210,826	98.0

予算現額1,572億954万円に対し、決算額は1,539億9,871万円、収入率は98.0%となっている。

収入の内容は、後期高齢者交付金で、療養の給付費等に要する費用に係る各医療保険者からの交付金(現役世代からの支援金)である。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	収入率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
特別高額医療費共同事業交付金	23,080	25,759	2,679	111.6
1 特別高額医療費共同事業交付金	23,080	25,759	2,679	111.6

予算現額2,308万円に対し、決算額は2,575万円、収入率は111.6%で267万円(11.6%)の収入超過となっている。

収入の内容は、著しく高額な医療費(レセプト1件につき400万円を超えるもの)に係る共同事業(国民健康保険中央会)からの交付金である。

収入超過は次の理由によるものである。

第1項 特別高額医療費共同事業交付金

第1目 特別高額医療費共同事業交付金 267万円の超過

予算調製時において、予算計上額の推定が困難であり、補助金の支払いも年度末であったことによる。

第6款 繰入金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	収入率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
繰入金	1,239,462	1,226,566	△ 12,895	99.0
1 一般会計繰入金	180,688	180,687	0	100.0
2 基金繰入金	1,058,774	1,045,879	△ 12,894	98.8

予算現額12億3,946万円に対し、決算額は12億2,656万円、収入率は99.0%となっている。

収入の内容は、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金と一般会計繰入金である。前者は、後期高齢者医療制度臨時特例基金から積立金を繰入れたもので、10億4,587万円の収入があった。後者は、医療費乖離市町村に係る保険料減少額分及び事務経費繰入金を一般会計から繰入れたもので、1億8,068万円の収入があった。

第7款 諸収入

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	収入率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
諸収入	35,004	149,541	114,537	427.2
1 延滞金、加算金及び過料	3	0	△ 3	0.0
2 預金利子	20,000	93,297	73,297	466.5
3 雑入	15,001	56,243	41,242	374.9

予算現額3,500万円に対し、決算額は1億4,954万円、収入率は427.2%で、1億1,453万円(327.2%)の収入超過となっている。

収入の主なものは、預金利子と第三者納付金である。前者は、9,329万円の収入があった。後者は、第三者の不法行為による損害賠償金であり、5,622万円の収入があった。

収入超過は次の理由によるものである。

第2項 預金利子

第1目 預金利子 7,329万円の超過

国からの療養給付費負担金が、年度前半に多く補助されたことなどにより、予定していた額以上の預金を行うことができたことによる。

第3項 雑入

第1目 第三者納付金 4,122万円の超過

第三者納付金実績から算定した見込み額に対し、納付額が大幅に伸びたことによる。

第8款 財産収入

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	収入率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
財産収入	3,300	3,018	△ 281	91.5
1 財産運用収入	3,300	3,018	△ 281	91.5

予算現額330万円に対し、決算額は301万円、収入率は91.5%となっている。

収入の内容は、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金利子である。

(3) 歳出

歳出の決算状況は、次表のとおりである。

歳出決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度
予 算 現 額	367,560,193
決 算 額	357,095,898
予 算 現 額 に 対 す る 割 合	97.2
翌 年 度 繰 越 額	0
予 算 現 額 に 対 す る 割 合	0.0
不 用 額	10,464,294
予 算 現 額 に 対 す る 割 合	2.8

決算額は3,570億9,589万円で、予算現額に対する割合は97.2%である。翌年度繰越額はない。不用額は104億6,429万円で、予算現額に対する割合は2.8%である

款別の歳出決算状況は、次表のとおりである。

款別歳出決算状況表

(単位：千円、%)

区 分	20年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	決算額 構 成 比 率	予算現額と 決算額との比較 (B) - (A)
総 務 費	1,196,249	938,352	0.3	257,896
保 険 給 付 費	357,780,275	347,974,620	97.4	9,805,654
県財政安定化基金拠出金	460,632	460,632	0.1	0
特別高額医療費共同事業拠出金	23,510	23,503	0.0	6
保 健 事 業 費	1,260,299	889,460	0.2	370,838
基 金 積 立 金	6,809,558	6,809,275	1.9	282
公 債 費	20,000	0	0.0	20,000
諸 支 出 金	100	55	0.0	45
予 備 費	9,570	0	0.0	9,570
合 計	367,560,193	357,095,898	100.0	10,464,294

款別歳出決算額においては、主に保険給付費が98億565万円、保健事業費が3億7,083万円及び総務費が2億5,789万円予算を下回って執行されたため、歳出全体において104億6,429万円の不用額が発生している。

歳出決算額を款別構成比率で見ると、保険給付費が3,479億7,462万円で97.4%となっており、歳出のほぼ全てを占めている。

第1款 総務費

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	執行率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
総務費	1,196,249	938,352	257,896	78.4
1 総務管理費	1,196,249	938,352	257,896	78.4

予算現額11億9,624万円に対し、決算額は9億3,835万円で、執行率は78.4%となっている。

決算額の内訳は、次のとおりである。

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金など）

9億3,835万円

このうち、主要事業の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

事業名	予算現額	支出済額	不用額	執行率
電算機器調達事業	205,966	187,401	18,564	91.0
電算機器運用・維持管理事業	238,090	237,736	353	99.9
広報・周知用パンフレット等印刷製本事業	20,667	4,777	15,889	23.1
被保険者証作成等業務委託事業	17,094	7,271	9,822	42.5
後期高齢者医療に関する事務の代行業務委託事業	198,417	198,261	155	99.9
後期高齢者医療支給決定通知作成業務委託事業	20,000	14,063	5,936	70.3

電算機器調達事業は、市町村及び広域連合に設置するサーバ機器類、端末機等の整備、調達、増設等を行ったものである。

電算機器運用・維持管理事業は、標準システムのサーバ機器類の維持管理及び市町村端末の障害復旧、保守管理を委託したものである。

広報・周知用パンフレット等印刷製本事業は、後期高齢者医療制度の広報・周知のため、制度概要パンフレット、障害認定者用リーフレット、保険料周知リーフレットを作成したものである。

被保険者証作成等業務委託事業は、一部負担金の割合が変更となった被保険者について、被保険者証を一斉に作成し、封入封緘等を委託したものである。

広域高齢者医療に関する事務の代行業務委託事業は、標準システムの適用業務、運用処理業務及び診療報酬明細書（調剤報酬明細書）の被保険者資格確認業務を委託したものである。

後期高齢者医療支給決定通知作成業務委託事業は、標準システムから必要データを抽出し、葬祭費、療養費及び高額療養費に係る支給決定通知書の作成業務を委託したものである。

不用額は2億5,789万円であり、その主なものは次のとおりである。

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（委託料、役務費など）の執行残 2億5,789万円

レセプト点検委託料において、レセプト点検を効率よく実施するためのシステムに不具合があったため、委託契約締結に至らなかったこと、通信運搬費において、医療費通知を年度内に3回発送する予定であったが、システムの不具合により1回のみでの発送となったことなどによる。

第2款 保険給付費

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	執行率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
保険給付費	357,780,275	347,974,620	9,805,654	97.3
1 療養諸費	352,911,966	343,937,660	8,974,305	97.5
2 高額療養諸費	3,513,359	2,801,959	711,399	79.8
3 その他医療給付費	1,354,950	1,235,000	119,950	91.1

予算現額3,577億8,027万円に対し、決算額は3,479億7,462万円で、執行率は97.3%となっている。

決算額の主なものは、次のとおりである。

第1項 療養諸費

第1目 療養給付費（負担金、補助及び交付金） 3,419億6,515万円

第2目 訪問看護療養費（負担金、補助及び交付金） 6億6,347万円

第4目 審査支払手数料（委託料） 13億903万円

第2項 高額療養諸費

第1目 高額療養費（負担金、補助及び交付金） 28億195万円

第3項 その他医療給付費

第1目 葬祭費（負担金、補助及び交付金） 12億3,500万円

このうち、主要事業の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

事業名	予算現額	支出済額	不用額	執行率
療養の給付等の支払い	350,888,478	341,965,151	8,923,326	97.5
訪問看護療養費の支払い	692,561	663,470	29,090	95.8
審査支払事務委託事業	1,330,198	1,309,039	21,158	98.4
高額療養費の支給	3,513,358	2,801,959	711,398	79.8
葬祭費の支給	1,354,950	1,235,000	119,950	91.1

療養の給付等の支払いは、保険医療機関及び受領委任の協定が結ばれた施術所に対して診療報酬・施術費等の支払いを行ったものである。

訪問看護療養費の支払いは、居宅で継続して療養を受ける被保険者に対し行った療養上の世話または診療の補助について、診療報酬の支払いを行ったものである。

審査支払事務委託事業は、保険医療機関等から請求のあった診療報酬明細書（レセプト）について、請求内容の審査及び診療報酬等支払事務を委託したものである。

高額療養費の支給は、1か月に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたとき、申請により超えた金額を高額療養費として払い戻したものである。

葬祭費の支給は、被保険者が死亡した場合に、申請により葬祭執行者に対して葬祭費を支給したものである。

不用額は98億565万円であり、その主なものは次のとおりである。

第1項 療養諸費

第1目 療養給付費（負担金、補助及び交付金）の執行残 89億2,332万円

第2目 訪問看護療養費（負担金、補助及び交付金）の執行残 2,909万円

第4目 審査支払手数料（委託料）の執行残 2, 115万円
第2項 高額療養諸費
第1目 高額療養費（負担金、補助及び交付金）の執行残 7億1, 139万円
第3項 その他医療給付費
第1目 葬祭費（負担金、補助及び交付金）の執行残 1億1, 995万円

第3款 県財政安定化基金拠出金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	執行率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
県財政安定化基金拠出金	460,632	460,632	0	100.0
1 県財政安定化基金拠出金	460,632	460,632	0	100.0

予算現額4億6,063万円に対し、決算額は4億6,063万円で、執行率は100.0%となっている。

保険料の不足あるいは療養給付等の増大に備え、県が設置する財政安定化基金への拠出金である。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	執行率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
特別高額医療費共同事業拠出金	23,510	23,503	6	100.0
1 特別高額医療費共同事業拠出金	23,510	23,503	6	100.0

予算現額2,351万円に対し、決算額は2,350万円で、執行率は100.0%となっている。

高齢者の医療の確保に関する法律第117条第3項に基づく特別高額医療費共同事業への拠出金である。

第5款 保健事業費

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	執行率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
保健事業費	1,260,299	889,460	370,838	70.6
1 健康保持増進事業費	1,260,299	889,460	370,838	70.6

予算現額12億6,029万円に対し、決算額は8億8,946万円で、執行率は70.6%となっている。

決算額の内容は、次のとおりである。

第1項 健康保持増進事業費

第1目 健康診査費（委託料） 8億1,756万円

第2目 その他健康保持増進費（負担金、補助及び交付金） 7,189万円

このうち、主要事業の執行状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

事業名	予算現額	支出済額	不用額	執行率
健康診査委託事業	1,180,000	817,564	362,435	69.3
市町村長寿健康増進事業費補助事業	80,299	71,895	8,403	89.5

健康診査委託事業は、被保険者の健康保持・増進のため、各市町村への事務委託により健康診査を実施したものである。

市町村長寿健康増進事業費補助事業は、国からの特別調整交付金を財源とし、人間ドックの補助事業や保養施設の補助事業を行った市町村に対し補助したものである。

不用額は3億7,083万円であり、その主なものは次のとおりである。

第1項 健康保持増進事業費

第1目 健康診査費（委託料） 3億6,245万円

当初の受診率の目標が33%であったところ、結果は27%にとどまったこと、介護保険事業における生活機能評価との同時実施や集団検診等のため、設定単価が下がったことによる。

第6款 基金積立金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	執行率 (B) / (A)
基金積立金	6,809,558	6,809,275	282	100.0
1 基金積立金	6,809,558	6,809,275	282	100.0

予算現額68億955万円に対し、決算額は68億927万円で、執行率は100.0%となっている。

決算額の内容は、次のとおりである。

第1項 基金積立金

第1目 保険給付費支払基金積立金（積立金） 42億914万円

第2目 後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金（積立金） 26億12万円

第7款 公債費

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算現額と決算額との比較 (B) - (A)	執行率 (B) / (A)
公債費	20,000	0	20,000	0.0
1 公債費	20,000	0	20,000	0.0

当年度は未執行である。

第8款 諸支出金

(単位：千円、%)

款 項	20年度			
	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	執行率
	(A)	(B)	(B) - (A)	(B) / (A)
諸支出金	100	55	45	55.0
1 償還金及び還付加算金	100	55	45	55.0

予算現額10万円に対し、決算額は5万円で、執行率は55.0%となっている。

決算額の内容は、次のとおりである。

第1項 償還金及び還付加算金

 第4目 還付加算金（償還金利子及び割引料） 5万円

第9款 予備費

(単位：千円)

款 項	20年度		当初予算額
	当初予算額	充用額	と充用額との比較
	(A)	(B)	(A) - (B)
予備費	10,000	430	9,570
1 予備費	10,000	430	9,570

当初予算額1,000万円に対し、当年度の予備費充用額は43万円で、当初予算額に対する割合は4.3%である。

充用額の内訳は、第4款特別高額医療費共同事業拠出金へ43万円である。

4 財産に関する調書

(1) 物品

物品（取得価格が1点100万円以上の備品）の現在高は16点で、当年度中に16点増加している。

これは、後期高齢者医療制度の業務開始に伴う事務用機器類（標準システムに係るサーバ類）の取得によるものである。

(2) 基金

基金の現在高は74億162万円で、当年度中に57億6,339万円増加している。

これは、保険給付費等の不足に充てるため新設された保険給付費支払基金が、42億914万円皆増したこと及び後期高齢者医療制度臨時特例基金が15億5,424万円増加したことによるものである。

5 むすび

平成20年度の一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が3,688億6,757万円、歳出が3,575億7,638万円となり、形式収支においては、112億9,118万円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源がなかったため実質収支も、112億9,118万円の黒字となっている。

これを会計別の決算状況についてみると、一般会計においては、歳入が5億3,203万円、歳出が4億8,048万円となり、形式収支、実質収支ともに5,154万円の黒字となっている。

また、特別会計においては、歳入が3,683億3,553万円、歳出が3,570億9,589万円となり、形式収支、実質収支ともに112億3,963万円の黒字となっている。

歳入では、一般会計の歳入決算額の予算現額に対する割合は100.1%となっており、自主財源の根幹である市町村負担金3億5,048万円と繰越金1億5,969万円で、歳入総額の96.0%を占めている。

歳出では、一般会計においては、歳出総額の59.1%を占める事務局職員給与等負担金2億8,405万円が、広域連合に職員を派遣している市町村に支払われている。

また、特別会計においては、歳出総額の95.8%を占める療養給付費が、保険医療機関等に診療報酬及び施術費等として支払われている。

後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者とで支えあう制度として創設されたものであり、平成20年4月から施行されたところであるが、国による制度の見直しが相次ぐなど、被保険者である高齢者にとっては、制度そのものが分かりづらいものになっていると推察できるところである。

広域連合は、広域連合を構成する70市町村と連携して、これまで以上に制度の周知徹底を図り、本制度を安定して運営できるよう計画的かつ着実な事業執行に努められることを要望する。

なお、審査の過程において、今後の課題等と思われるいくつかの点が見受けられたので、以下の点に留意され、適正な制度運営の推進により健全財政の維持に努められたい。

- (1) 保険料の未徴収額は、広域連合の財政運営に影響を及ぼすことになるので、財政運営に支障をきたさないよう、適切な収納対策に努められたい。
- (2) 電算機器の維持管理について、電算システムの障害が発生すれば、日常業務及び被保険者への対応などに大きな影響を与えることを踏まえ、これまで以上に維持管理体制の充実に努められたい。
- (3) 後期高齢者医療制度の理解促進に向け、高齢者の立場に立った、読みやすく、分かりやすい啓発物の作成に努められたい。
- (4) 被保険者証について、市町村と密に連携を図り、不達防止に努められたい。
- (5) 療養給付費は、3,419億6,515万円と金額的に非常に大きく、また、特別会計の歳出決算額の95.8%を占めるので、適正な支払い事務を行うよう努められたい。

(6) 健康診査委託事業について、市町村と密に連携を図り、健康診査の受診率を高められるよう努められたい。